

令和 7 年度

掛川市国民健康保険運営協議会

第 2 回 会議資料

令和 7 年 12 月 25 日

掛 川 市

= 掛川市国民健康保険運営協議会 資料 目次 =

掛川市国民健康保険運営協議会委員名簿	・・・	1
令和 7 年度 第 2 回掛川市国民健康保険運営協議会座席表	・・・	2
〔報告事項 1〕 令和 7 年度 掛川市国民健康保険特別会計の執行状況について	・・・	3
〔報告事項 2〕 国民健康保険税賦課限度額の引上げについて	・・・	4
〔諮問事項〕 令和 8 年度 掛川市国民健康保険税賦課算定方針（案）について	・・・	7
その他 保健事業について	・・・	13

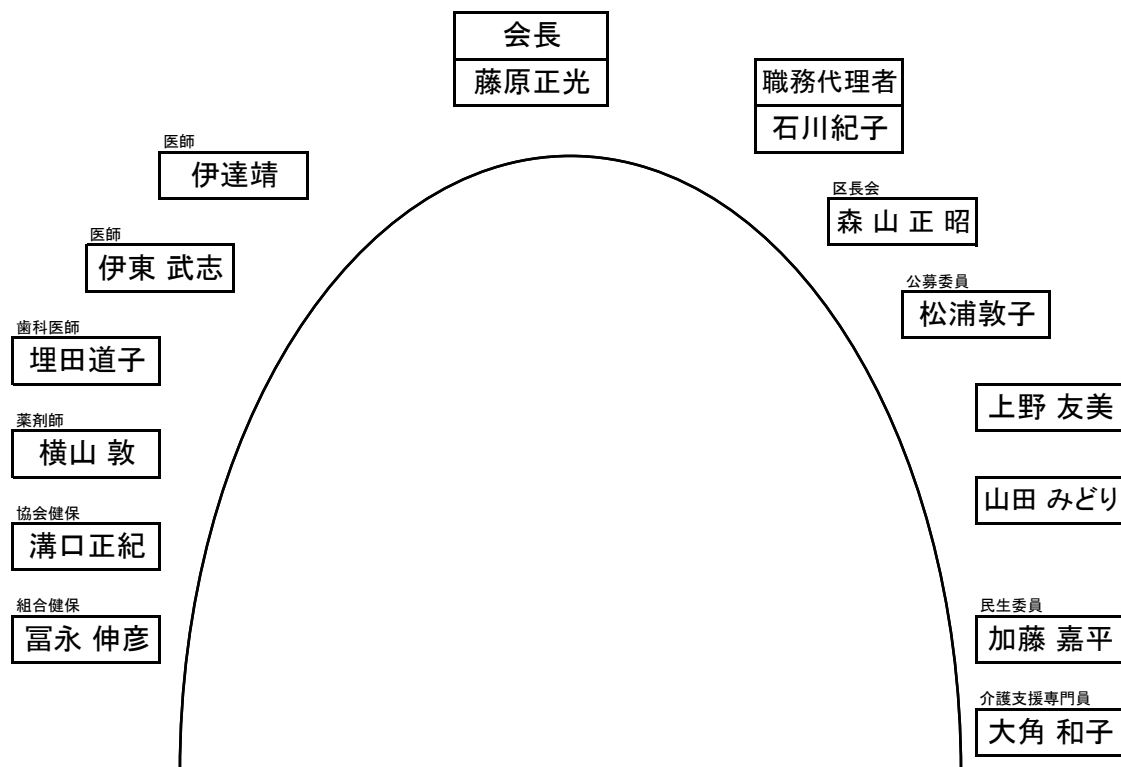
掛川市国民健康保険運営協議会委員

(任期：令和7年6月1日から令和10年5月31日まで)

No.	代表区分	氏 名	公 職 等
1	被保険者代表	森 山 正 昭	区長会連合会 副会長
2		松 浦 敦 子	公募による選任
3		上 野 友 美	
4		山 田 み ど り	
5	保険医・薬剤師 代 表	伊 達 靖	医師(伊達医院)
6		伊 東 武 志	医師(伊東内科クリニック)
7		埋 田 道 子	歯科医師(うめた歯科クリニック) 小笠掛川歯科医師会
8		横 山 敦	薬剤師(横山薬局) 小笠袋井薬剤師会 理事
9	公益代表	藤 原 正 光	市議会議長
10		石 川 紀 子	市議会文教厚生委員長
11		加 藤 嘉 平	掛川市民生委員児童委員協議会会長
12		大 角 和 子	掛川市介護支援専門員連絡協議会員
13	被用者保険等 保険者代表	溝 口 正 紀	全国健康保険協会 静岡支部保健グループ長補佐
14		富 永 伸 彦	静岡県被用者保険等保険者連絡協議会 (健康保険組合連合会 静岡連合会) 常務理事

令和7年度 第2回掛川市国民健康保険運営協議会席次表

- 1 日時 令和7年12月25日(木) 午後3時30分から
2 場所 5階 全員協議会室



健康福祉部長	久保田市長	国保年金課長	国保年金課係長
原田		鈴木	大久保

納税課長	健康づくり推進課係長	健康づくり推進課係長	国保年金課主任
岡田	中山	服部	山田

傍聴者席			

入口

【報告1】令和7年度 掛川市国民健康保険特別会計の執行状況（補正予算編成方針）について

※査定により、変更となる可能性があります。

(単位：千円)

歳 入	R07 当初予算額 (B)	R07 2月補正後 (F)	対 比 (B)－(A)	歳 出	R07 当初予算額 (B)	R07 2月補正後 (F)	対 比 (B)－(A)
1 国民健康保険税	2,186,386	2,165,756	△ 20,630	1 総 務 費	174,951	181,430	6,479
現年度分	2,108,494	2,087,864	△ 20,630	2 保 険 給 付 費	8,235,325	8,174,928	△ 60,397
一般被保険者	2,108,494	2,087,864	△ 20,630	1 一般被保険者	8,174,465	8,114,068	△ 60,397
退職被保険者	0	0	0	2 退職被保険者	0	0	0
滞納繰越分	77,892	77,892	0	3 審査支払手数料	31,801	31,801	0
一般被保険者	77,741	77,741	0	4 助 産 費	20,009	20,009	0
退職被保険者	151	151	0	5 葬 祭 諸 費	9,000	9,000	0
2 使用料及び手数料	9	9	0	6 傷 病 手 当	50	50	0
3 県 支 出 金	8,353,726	8,283,438	△ 70,288	3 国民健康保険事業納付金	3,082,813	3,078,890	△ 3,923
普通交付金	8,195,766	8,125,478	△ 70,288	4 共同事業拠出金	0	0	0
特別交付金	157,960	157,960	0	5 保 健 事 業 費	122,587	117,219	△ 5,368
4 財 産 収 入	355	1,174	819	1 特定健康診査等事業費	64,506	60,101	△ 4,405
5 繰 入 金	1,046,269	1,102,468	56,199	2 (1)ヘルスアップ事業	10,516	11,228	712
1 一般会計繰入金	831,269	887,468	56,199	(2)人間ドック助成事業	34,089	33,009	△ 1,080
うち その他繰入金	210,000	210,000	0	3 医療費適正化対策費	13,476	12,881	△ 595
2 国民健康保険事業基金繰入金	215,000	215,000	0	6 国民健康保険事業基金積立金	355	211,064	210,709
6 繰 越 金	20,000	204,026	184,026	7 公 債 費	200	200	0
7 諸 収 入	28,180	69,346	41,166	8 諸 支 出 金	15,000	66,982	51,982
8 国庫支出金	0	8,190	8,190	9 予 備 費	3,694	3,694	0
歳 入 合 計	11,634,925	11,834,407	199,482	歳 出 合 計	11,634,925	11,834,407	199,482
				歳入合計－歳出合計	0	0	

【報告 2】

国民健康保険税賦課限度額の引上げについて

1 国民健康保険税賦課限度額の引上げ

(1) 改正の根拠

令和 6 年度 地方税法施行令の改正

「医療分（基礎賦課額＋後期高齢者支援賦課額）が、現行 89万円から 3 万円引き上げ 92万円となることに伴い、国民健康保険税賦課限度額現行106万円が最大109万円とする。」

(2) 改正内容

限 度 額	医 療 分		介護納付金賦課額
	基礎賦課額	後期高齢者賦課額	
109万円 (+3万円)	66万円 (+ 1 万円)	26万円 (+ 2 万円)	17万円 (増減なし)
	92万円 (+ 3 万円)		

(3) 引上げによる影響

国民健康保険税には一定の賦課限度額が設けられており、限度額を引き上げると、高所得者層により多くの負担を求めることになる。

今回の引上げにより概ね570万円程度（対象世帯 190世帯）の国民健康保険税額の増が見込まれる。

【参考資料】 国民健康保険税賦課限度額の引上げについて

国民健康保険税 賦課（課税）限度額の推移

税制改正	医 療 分 (計)						介護納付金賦課(課税)額 【平成20年度～】		合 計	
	基礎賦課(課税)額		後期高齢者支援金等賦課 (課税)額【平成20年度～】							
	引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額	
[27実施] 26年度	67 万円	2 万円	51 万円	－	16 万円	2 万円	14 万円	2 万円	81 万円	4 万円
[28実施] 27年度	69 万円	4 万円	52 万円	1 万円	17 万円	3 万円	16 万円	4 万円	85 万円	8 万円
[29実施] 28年度	73 万円	4 万円	54 万円	2 万円	19 万円	2 万円	16 万円	－	89 万円	4 万円
29年度	73 万円	－	54 万円	－	19 万円	－	16 万円	－	89 万円	－
[31実施] 30年度	77 万円	4 万円	58 万円	4 万円	19 万円	－	16 万円	－	93 万円	4 万円
[2 実施] 元年度	80 万円	3 万円	61 万円	3 万円	19 万円	－	16 万円	－	96 万円	3 万円
[3 実施] 2 年度	82 万円	2 万円	63 万円	2 万円	19 万円	－	17 万円	1 万円	99 万円	3 万円
3 年度	82 万円	－	63 万円	－	19 万円	－	17 万円	－	99 万円	－
[4 実施] 4 年度	85 万円	3 万円	65 万円	2 万円	20 万円	1 万円	17 万円	－	102 万円	3 万円
[5 実施] 5 年度	87 万円	2 万円	65 万円	－	22 万円	2 万円	17 万円	－	104 万円	2 万円
[6 実施] 6 年度	89 万円	2 万円	65 万円	－	24 万円	2 万円	17 万円	－	106 万円	2 万円
7 年度	89 万円	－	65 万円	－	24 万円	－	17 万円	－	106 万円	－
8 年度	92 万円	－	66 万円	1 万円	26 万円	2 万円	17 万円	－	109 万円	3 万円

※ 令和 8 年度は、地方税法施行令の改正により「賦課限度額の引上げ」がされる見込み

国民健康保険税 軽減判定基準の推移

平成22年度までは6割軽減、4割軽減の2段階。平成23年度から現行の7割、5割および2割軽減の3段階となった。

22	6 割軽減			4 割軽減					
	7 割軽減			5 割軽減			2 割軽減		
	基礎額	一人あたり		基礎額	一人あたり	変更額	基礎額	一人あたり	変更額
26	330,000	—		330,000	245,000	世帯主を軽減対象に含める	330,000	450,000	
27	330,000	—		330,000	260,000	+ 15,000 × 被保険者数	330,000	470,000	+ 20,000 × 被保険者数
28	330,000	—		330,000	265,000	+ 5,000 × 被保険者数	330,000	480,000	+ 10,000 × 被保険者数
29	330,000	—		330,000	270,000	+ 5,000 × 被保険者数	330,000	490,000	+ 10,000 × 被保険者数
30	330,000	—		330,000	275,000	+ 5,000 × 被保険者数	330,000	500,000	+ 10,000 × 被保険者数
元	330,000	—		330,000	280,000	+ 5,000 × 被保険者数	330,000	510,000	+ 10,000 × 被保険者数
2	330,000	—		330,000	285,000	+ 5,000 × 被保険者数	330,000	520,000	+ 10,000 × 被保険者数
3・4	430,000+100,000×(給与所得者等の数-1)			430,000+285,000×被保険者数+ 100,000×(給与所得者等の数-1)			430,000+520,000×被保険者数+ 100,000×(給与所得者等の数-1)		
5	430,000+100,000×(給与所得者等の数-1)			430,000+290,000×被保険者数+ 100,000×(給与所得者等の数-1)			430,000+535,000×被保険者数+ 100,000×(給与所得者等の数-1)		
6	430,000+100,000×(給与所得者等の数-1)			430,000+295,000×被保険者数+ 100,000×(給与所得者等の数-1)			430,000+545,000×被保険者数+ 100,000×(給与所得者等の数-1)		
7	430,000+100,000×(給与所得者等の数-1)			430,000+305,000×被保険者数+ 100,000×(給与所得者等の数-1)			430,000+560,000×被保険者数+ 100,000×(給与所得者等の数-1)		
8	430,000+100,000×(給与所得者等の数-1)			430,000+305,000×被保険者数+ 100,000×(給与所得者等の数-1)			430,000+560,000×被保険者数+ 100,000×(給与所得者等の数-1)		

※ 令和8年度は、地方税法施行令の改正により「軽減判定基準の変更」がされない見込み

【諮問】 国民健康保険税賦課算定方針(案)について

諮問内容 賦課基準（税率）を改定する。

国民健康保険税 賦課基準の推移

(単位：％、円)

	医 療 給 付 費					後 期 高 齢 者 支 援 金					介 護 納 付 金					子 ども・子 育 て 支 援 金				
	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
26	4.90%	20.00%	20,000	20,000	510,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	140,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	120,000					
27	4.90%	20.00%	20,000	20,000	510,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	160,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	140,000					
28	4.90%	20.00%	20,000	20,000	520,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	170,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	160,000					
29	4.90%	20.00%	20,000	20,000	540,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	190,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	160,000					
30	4.90%	20.00%	20,000	20,000	540,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	190,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	160,000					
元	4.90%	20.00%	20,000	20,000	580,000	1.60%	8.00%	8,000	8,000	190,000	1.20%	7.00%	10,000	5,600	160,000					
2	5.80%	廃止	22,800	16,000	610,000	2.10%	廃止	9,200	6,000	190,000	1.60%	廃止	13,000	廃止	160,000					
3	5.80%	-	22,800	16,000	630,000	2.10%	-	9,200	6,000	190,000	1.60%	-	13,000	-	170,000					
4	6.10%	-	24,000	16,800	650,000	2.20%	-	9,600	6,400	200,000	1.80%	-	14,000	-	170,000					
5	6.10%	-	24,000	16,800	650,000	2.20%	-	9,600	6,400	220,000	1.80%	-	14,000	-	170,000					
6	6.30%	-	25,200	16,800	650,000	2.40%	-	9,600	7,200	240,000	2.00%	-	14,400	-	170,000					
7	6.30%	-	25,200	16,800	650,000	2.40%	-	9,600	7,200	240,000	2.00%	-	14,400	-	170,000					
8	7.60%	-	33,800	22,500	660,000	3.00%	-	13,000	8,600	260,000	2.60%	-	15,800	-	170,000	0.25%	-	1,700	-	

国民健康保険税の税率改定(案)について

1 国民健康保険制度について

国民健康保険制度は、平成27年に成立した法に基づき平成30年度から大きく変更されました。この変更により都道府県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等において中心的な役割を担うこととなり、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになりました。

この国の制度改革を受け、静岡県では、静岡県国民健康保険運営方針に基づき、県内のどこに住んでいても同じ所得水準、同じ家族構成であれば同じ保険税とする保険税率の統一（完全統一）を目指し作業を進めているところです。

2 令和7年度の掛川市標準税率と掛川市税率について

静岡県は、県全体の保険給付費の総額から医療費水準・所得水準・被保険者数を反映し、各市町が納付金を支払うために必要な標準税率を算定しています。

掛川市の令和7年度の納付金は、県単位の基金である国民健康保険財政安定化基金(以下県基金)から約2億5千万円が補填された結果、約30億8千万円となっています。

この納付金を、下記表の標準税率で賦課した保険税や公費である国や県からの交付金及び繰入金等により支払わなければなりません。

しかし、掛川市では標準税率よりも税率を抑えて賦課してきたため財源が不足しており、一般会計からの法定外繰入(2億1千万円)で財源を補填して納付金を支払っている状況です。

令和7年度標準税率及び掛川市税率の比較表

区 分	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
R 7 標準税率①	12.37	58,400	27,186
医療分	7.06	29,541	19,329
後期高齢者分	2.96	12,008	7,857
介護分	2.35	16,851	-
R 7 税率②	10.70	49,200	24,000
医療分	6.30	25,200	16,800
後期高齢者分	2.40	9,600	7,200
介護分	2.00	14,400	-
①と②の差	△ 1.67	△ 9,200	△ 3,186
医療分	△ 0.76	△ 4,341	△ 2,529
後期高齢者分	△ 0.56	△ 2,408	△ 657
介護分	△ 0.35	△ 2,451	-

(令和7年度 納付金額 3,078,888,628円)

3 令和8年度国民健康保険税率の改定(案)について

令和8年度では主に以下の要因により財源不足(約5.9億円)が深刻となるため、表のとおり税率を改定します。

① 1人当たり診療費の高騰及び法定外繰入額の減額

② 県基金の残高不足による補填未実施

※県基金は、過去5年間の1人当たり納付金の平均伸び率になるよう補填されてきました。

③ 市基金残高の枯渇

④ 子ども子育て支援金制度の開始

財源不足内訳表

(単位：千円)

増額区分	金額
① 前回改定時提示改正分	170,000
② 県基金減額分	250,000
③ 市基金増額積立分	100,000
④ 子ども子育て支援金分	70,000
合 計	590,000

税率改定(案)

区 分	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
R 7 税率①	10.70	49,200	24,000
医療分	6.30	25,200	16,800
後期高齢者分	2.40	9,600	7,200
介護分	2.00	14,400	-
R 8 税率案②	13.45	64,300	31,100
医療分	7.60	33,800	22,500
後期高齢者分	3.00	13,000	8,600
介護分	2.60	15,800	-
子ども子育て分	0.25	1,700	- ← 暫定率
①と②の差	2.75	15,100	7,100
医療分	1.30	8,600	5,700
後期高齢者分	0.60	3,400	1,400
介護分	0.60	1,400	-
子ども子育て分	0.25	1,700	-

(令和8年度 仮納付金額 3,254,154,753円)

4 税率改定(案)による税額への影響

世帯 区分	1人世帯 (単位: 円)					2人世帯 (単位: 円)					世帯数 (11月末)
	軽減判定所得 (65歳以上 年金収入)	改定前 年税額	改定後 年税額	差額	改定後 軽減額	軽減判定所得 (65歳以上 年金収入)	改定前 年税額	改定後 年税額	差額	改定後 軽減額	
7割軽減	43万円以下 (168万円以下)	17,600	23,800	年 6,200 月 517	55,800	43万円以下 (168万円以下)	28,000	38,400	年 10,400 月 867	89,700	3,369 (21.8%)
5割軽減	73.5万円以下 (198.5万円)	55,900	72,800	年 16,900 月 1,408	39,800	104万円以下 (229万円)	99,800	130,200	年 30,400 月 2,533	64,000	2,112 (13.7%)
2割軽減	99万円以下 (224万円以下)	95,600	124,400	年 28,800 月 2,400	15,900	155万円以下 (280万円以下)	172,300	224,000	年 51,700 月 4,308	25,600	1,854 (12.0%)
軽減なし	100万円 (225万円)	108,000	141,400	年 33,400 月 2,783		200万円 (325万円)	230,100	298,400	年 68,300 月 5,692		8,097 (52.5%)
	300万円 (425万円)	282,300	358,400	年 76,100 月 6,342		300万円 (425万円)	317,100	406,900	年 89,800 月 7,483		

※軽減対象は均等割及び平等割

5 掛川市国民健康保険事業基金の状況

基 金 台 帳

(単位: 円)

年 度	積立(増)	繰入(減)	年度末残高
令和3年度	208,065,000	200,000,000	539,921,086
令和4年度	137,021,000	263,000,000	413,942,086
令和5年度	166,489,000	390,000,000	190,431,086
令和6年度	221,787,000	190,000,000	222,218,086
令和7年度(見込)	211,064,000	215,000,000	218,282,086

6 今後について

診療報酬の改定や子ども子育て支援金の増額など、国民健康保険税に影響を与える制度改定が多く見込まれることから、国民健康保険税の改定については、その状況を見ながら毎年度検討していきます。

保険給付の状況（年度別決算状況）

（単位：件、円）

一般被保険者		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額
被保険者数		24,612人		24,233人		23,374人		22,110人		20,551人	
療養の給付等	年報数値	462,236	6,529,570,350	458,872	6,925,518,437	452,614	6,852,809,352	437,605	6,825,029,015	423,116	6,703,476,514
	前年対比	1.06%	△0.91%	△0.73%	6.06%	△1.36%	△1.05%	△3.32%	△0.41%	△3.31%	△1.78%
	一人あたり	18.78	265,300	18.94	285,789	19.36	293,181	19.79	308,685	20.59	326,187
	前年対比	3.62%	1.60%	0.82%	7.72%	2.26%	2.59%	2.21%	5.29%	4.02%	5.67%
	一件あたり	14,126		15,092		15,141		15,596		15,843	
	前年対比	△1.95%		6.84%		0.32%		3.01%		1.58%	
療 養 費	年報数値	5,903	38,755,867	5,903	38,239,166	5,882	40,922,374	5,819	37,838,458	5,836	36,829,370
	前年対比	△14.06%	△6.17%	0.00%	△1.33%	△0.36%	7.02%	△1.07%	△7.54%	0.29%	△2.67%
	一人あたり	0.24	1,575	0.24	1,578	0.25	1,751	0.26	1,711	0.28	1,792
	前年対比	△11.89%	△3.79%	1.56%	0.21%	3.31%	10.95%	4.58%	△2.25%	7.90%	4.72%
	一件あたり	6,565		6,478		6,957		6,503		6,311	
	前年対比	9.19%		△1.33%		7.40%		△6.53%		△2.95%	
移 送 費	年報数値	1	3,181,950	0	0	0	0	0	0	0	0
高額療養費	年報数値	15,584	924,907,281	18,025	986,067,774	18,294	997,069,143	18,050	1,025,584,472	17,522	1,061,233,627
	前年対比	8.25%	△0.83%	15.66%	6.61%	1.49%	1.12%	△1.33%	2.86%	△2.93%	3.48%
	一人あたり	0.63	37,580	0.74	40,691	0.78	42,657	0.82	46,386	0.85	51,639
	前年対比	10.99%	1.68%	17.47%	8.28%	5.22%	4.83%	4.31%	8.74%	4.44%	11.33%
	一件あたり	59,350		54,706		54,503		56,819		60,566	
	前年対比	△8.39%		△7.83%		△0.37%		4.25%		6.59%	
高額介護合算	年報数値	23	1,018,103	28	603,514	30	694,503	23	463,732	24	732,157

出産育児／葬祭給付の状況

出産育児給付	年報数値	64	25,077,770	58	23,083,240	38	15,947,798	45	18,633,210	51	22,610,230
	前年対比	△4.48%	△9.75%	△9.38%	△7.95%	△34.48%	△30.91%	18.42%	16.84%	13.33%	21.34%
葬祭給付	年報数値	164	8,200,000	150	7,500,000	178	8,900,000	171	8,550,000	168	8,400,000
	前年対比	1.86%	1.86%	△8.54%	△8.54%	18.67%	18.67%	△3.93%	△3.93%	△1.75%	△1.75%

令和 7 年度 保健事業実施状況 （国保会計保健事業）

1）第 3 期データヘルス計画（令和 6 年度～11年度）

データヘルス 計画全体にお ける目的	事業名称	事業内容	方法	対象者	令和 7 年度計画	令和 7 年12月末実績
生活習慣病の 早期発見・早 期治療による 重症化予防	特定健診受診勸 奨事業	過年度における特定健康診査の受診情報等进行分析し、 グループ分けした対象者群に効果的な受診勧奨を実施 する。	はがき	不定期受診者、 特定健診未受診者	＜勧奨通知送付スケジュール＞ 1、2 回目：キャンサースキャンに委託、 3 回目：直営 1 回目：8 月頃 対象者：過去3年間に受診歴あり、今年度未受診者 2 回目：11月頃 対象者：医療未受診で今年度未受診者、新規国保加入者 3 回目：12月頃 対象者：今年度未受診で40～74歳の者、1 月追加健診案内 ○ポピュレーションアプローチ(市) 4 月：保健活動推進委員を対象に地区の実態(地区別受診率や地区別健診結果の傾向) を健康教育する。	1 回目 5,760人 2 回目 4,240人 3 回目 3,476人
	特定保健指導	特定健康診査の結果、特定保健指導対象者の選定基準 （質問票より服薬中と判断された者は除外）に該当し た者に保健指導を実施する。	結果説明会 受診勧奨 保健指導 等	40～74歳 特定健診結果による 特定保健指導対象者	詳細は第4期特定健診等実施計画（下表）参照	
	受診勧奨判定値 を超えている方 への受診勧奨	特定健康診査の結果、受診勧奨判定値を超えている対 象者に、医療機関への受診勧奨を実施する。	通知 電話 家庭訪問	【通常勧奨】要医療値者 【再勧奨】 3 か月以上未返信で、 ①収縮期血圧160mmHg以 上、または拡張期血圧 100mmHg以上の者 ② HbA1c7.0%以上の者	6月下旬～：健診結果返却時、要医療値者に「受診のおすすめ」を同封（通常勧奨） 12月～ ：再勧奨 対象者の抽出： 「受診のおすすめ」を郵送した者のうち、郵送後 3 か月以上未返信で ①血圧高値者、②血糖高値者 1 月 ：再勧奨の実施 「受診のおすすめ」未返信者に対し、通知等で受診確認・再勧奨を行う。 3 月 ：再々勧奨対象者の抽出：再勧奨でも反応がなかった①②の者に対し、家庭訪問・電話で 再々勧奨を行う。	【受診勧奨者数】1,989人 【受診のお勧め返却数】 512人 【再勧奨対象者抽出】抽出中 【再勧奨】 【電話勧奨】 【受診済確認】
	健診事後家庭訪 問(重症化予防) 事業	生活習慣病重症化リスクが高くなると予測される対象 者を選定し(血圧・脂質・腎機能)保健指導を実施す る。	家庭訪問	特定保健指導非該当者で、 血圧・脂質異常の要観察～ 要医療値者	7～1 月：健診事後家庭訪問対象者リストの作成 家庭訪問による対象者の生活習慣把握と保健指導。	対象者数： ①血圧値(要医療値者) 55人 ②脂質異常(要医療値者) 31 人 実施状況： ①血圧値 19人(34.6%) ②脂質異常 9人(29.0%)
			結果説明会 家庭訪問	特定保健指導非該当者で、 腎機能低下者 (e-GFR55未満の方)	7月～1月：腎機能低下予防教室の開催、未来所者への家庭訪問。	対象者数： e-GFR55未満の方 131人 実施状況： 腎機能低下予防教室 (実施期間) 8～12月 (実施回数) 19回 (参加者数) 77人(58.8%) 未来所者への家庭訪問 21人 個別指導 16人 電話 8人
	早期介入保健指 導	生活習慣病発症リスクが高くなると予測される対象者 を選定し、早期に介入し保健指導を実施する。	家庭訪問 電話	①肝機能または血色素の値 が要医療値かつ服薬のない 者かつ保健指導レベルが 「情報提供」の者 ②BMI25以上かつ服薬のな い者かつ保健指導レベルが 「情報提供」の者	10月～：①訪問開始 10月～：②訪問開始 随時：ケース検討会実施(情報共有、個別計画修正)	①対象者数：5人 (肝：1人、貧血：4人) 実施者数：4人(80.0%) (肝：0人、貧血：4人) ②対象者数：22人 実施者数：16人(72.7%)
	糖尿病性腎症重 症化予防事業	レセプトによる医療機関受診状況や特定健康診査の結 果から、糖尿病の重症化リスクが高い者を抽出し、保 健師・看護師等専門職による受診勧奨と保健指導を実施 する。	家庭訪問 電話	空腹時血糖126mg/dlまたは HbA1C6.5%以上かつ医療 レセプト情報等により令和 5 年度内に受療歴がない者	4 月 対象者抽出 5～7 月 初回訪問。受診結果連絡票を対象者へ渡し、医療受診勧奨を行う。また、生活の聞き取りを行 い、保健指導、特定健診受診勧奨を行う。 10～1 月 2 回目訪問。医療受診確認と特定健診結果を用いた保健指導を行う。	○対象者数： ①未治療者：18人 ②中断者：11人 ③未受診者：19人 ○実施状況： ＜1 回目介入＞ ①17人 ②8人 ③17人 ＜2 回目介入＞ ①3人 ②3人 ③3人

データヘルス計画全体における目的	事業名称	事業内容	方法	対象者	令和7年度計画	令和7年12月末実績
医療費適正化と適正受診・適正服薬	重複・頻回受診対象者の訪問事業	レセプトにて受診状況・内容を確認し保健指導を実施する。重複、頻回受診に繋がる要因の把握と適正利用の勧め。	家庭訪問	医療費分析で抽出した該当者リストのうち、訪問が効果的と考えられる者	訪問対象者抽出、家庭訪問	対象者数 ・重複受診 0人 ・頻回受診 3人 ・多剤処方 0人 ・重複処方 0人 ・柔整 4人
	人間ドック費用助成事業	人間ドック受診者へ費用の助成を行い、人間ドック受診率の増加を図る。	通知	掛川市国民健康保険に1年以上加入しており、国民健康保険税を滞納していない20歳以上の被保険者	翌年度の人間ドック助成対象者を選定し、3月末までに案内通知を送付。 （令和8年4月以降は案内通知の送付を行わない。） 助成希望者は受診希望機関へ予約をした後に助成申請書を国保年金課へ提出。 助成申請書を提出した者に対し、人間ドック受診付きの前月末までに助成券を発送。	1,367人
	ジェネリック医薬品普及事業	ジェネリック医薬品があるが、先発医薬品が処方されている被保険者へ、ジェネリック医薬品へ切り替える事により医療費が削減される旨の通知を送り、医療費の適正化を図る。	通知	現在使用している先発医薬品から後発医薬品に切り替えることで、一定額以上の自己負担額の軽減が見込まれる者	年2回通知。 国保連合会のシステムから作成する対象者リストを抽出。対象者を選定して差額通知を発送。	209件 （年2回の内、1回分通知済）
	医療費通知の発送	医療費の実態を理解いただくとともに、重複受診、頻回受診の抑制や、医療機関からの過誤・不正請求などを防止し、医療費の適正化を図る。	通知	掛川市国民健康保険の被保険者で、病院受診歴がある者	年6回通知。	61,014件 （年6回の内、4回分通知済）
健康寿命延伸と高齢者支援の充実	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	生活習慣病重症化予防やフレイル対策が必要と思われる高齢者を対象に、専門職による保健指導と受診勧奨、健康教育等を実施する。関係各課との連携を図る。	詳細は「後期高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施事業」参照			

2）第4期特定健康診査等実施計画

特定健康診査等実施計画全体における目的	事業名称	事業内容	方法	対象者	令和7年度計画	令和7年12月末実績
生活習慣病の予防・早期発見・早期治療	特定健康診査 特定保健指導	特定健康診査： 身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査等 特定保健指導： 結果説明会、保健指導、家庭訪問等	受診券送付 説明会案内 送付 結果説明会 保健指導	40～74歳国保加入者・特定健診結果による 特定保健指導対象者	特定健診：5月下旬～受診券発送開始、5月下旬～1月特定健康診査実施 今年度40,50,60,70歳になる節目年齢の方(R8.3.31現在)が、自己負担料無料。 特定保健指導：動機づけ支援、積極的支援	健診 5,052人 (人間ドック含) 保健指導 R6 終了 310人 R7 初回 278人

令和7年度 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（後期高齢者会計保健事業）

ハイリスクアプローチ

事業名	事業内容	方法	対象者	令和7年計画（2圏域）	令和7年11月末実績
重症化予防	低栄養防止事業	家庭訪問	①令和7年度末76～80歳で令和6年度健診結果BMI21以下かつ健診結果が前年より体重2.0Kg以上減少した方 ②令和6年度訪問実施者のうち再訪問が必要と判断した方	家庭訪問人数（1人2回訪問） 北部 59人 南部 28人	対象者数 87人（1人2回訪問） 初回家庭訪問実施人数 北部 55人 南部 25人 計 80人 2回目家庭訪問実施人数（初回・2回目訪問件数） 北部 36人（91件） 南部 15人（40件） 計 51人（131件）
	その他生活習慣病予防	家庭訪問	①令和7年度末75～79歳の方で令和7年度後期高齢者健診結果にて以下の条件のいずれかに当てはまる方 （1）収縮期血圧160以上かつ「既往歴」に高血圧がない （2）LDLコレステロール180mg/dl以上かつ「既往歴」に脂質異常症がない （3）HbA1c 7.0%以上かつ「既往歴」に糖尿病がない（7.5%以上優先） ②年齢問わず、①以外の項目で介入が必要と判断した方	家庭訪問人数 北部 81人 南部 34人	対象者数 103人 家庭訪問実施人数（訪問件数） 北部 15人（15件） 南部 6人（6件） 計 21人（21件）
	健康状態不明者対策	家庭訪問	令和6年度後期高齢者健診未受診かつ医療未受診かつ介護未申請の令和7年度末年齢75～79歳の方へ質問チェックリストを送付し、返信のあった方の中からフレイルリスクが高いと判断した者。	家庭訪問人数 北部 16人 南部 10人	対象者数 26人 家庭訪問実施人数（訪問件数） 北部 12人（13件） 南部 7人（7件） 計 19人（20件）
受診行動適正化 （後期高齢者医療広域連合にて実施）	重複・頻回受診者、重複投薬者、多量投与者等への訪問相談・指導	電話相談 指導	レセプト情報等から抽出した被保険者を対象に、適正受診・適正服薬を促し、もって被保険者の健康増進を図るための指導	後期高齢者医療広域連合にて実施	後期高齢者医療広域連合にて実施 対象者数 40人 電話による相談・指導 2人

ポピュレーションアプローチ

事業名	事業内容	方法	対象者	令和7年計画（2圏域）	令和7年11月末実績
通いの場への積極的な関与等	フレイル予防の健康教育	教室	一般介護予防事業の通いの場（筋ちゃん体操）で活動している介護予防推進員（茶ちゃっとサポート隊）筋ちゃん体操参加者（6か所） フレイル予防（運動、社会参加、栄養、口腔）に関する健康教育を歯科衛生士、保健師が実施。オーラルフレイルチェックと取組内容についてアンケートを実施する。	・実施する通いの場の数 介護予防推進員定例会 1か所 筋ちゃん体操 北部圏域 4か所、南部圏域 2か所 ・参加見込み数 約150人	通いの場で、オーラルフレイルチェックを行い、合わせてフレイル予防（口腔）の健康教育を実施。 ・実施した通いの場の数 3か所 ・参加者数 84人

その他 後期高齢者健診等

事業名	事業内容	方法	対象者	令和7年計画（2圏域）	令和7年11月末実績
後期高齢者医療健康診査	生活習慣病の早期発見・治療・重症化予防に加え、フレイル予防を目的に実施。	受診券発送/受診勧奨	75歳以上および65～74歳までの後期高齢者医療保険加入者	継続実施	後期高齢者健診受診者数 4,670人（受診率26.2%） フレイル健診(質問票)回答数 4,670人（回答率26.2%）
後期高齢者医療健康診査勧奨	過年度における健康診査の受診情報等を分析し、グループ分けした対象者群に効果的な受診勧奨を実施する。	はがき	76歳～84歳までの後期高齢者健診未受診者	<勧奨通知送付スケジュール> 1回/年：キャンサーズキャンに委託 時期：9月下旬 対象者：過去3年間に受診歴あり、今年度未受診者	9/26 8,112人
人間ドック助成	疾病の予防、早期発見及び早期治療の推進を図るため、人間ドック受診者に1人1回10,000円/年を助成	各種パンフレット	75歳以上および65～74歳までのの後期高齢者医療保険加入者。 1人1回 10,000円/年を助成	継続実施	後期人間ドック受診者数 475人（受診率2.7%） フレイル健診(質問票)回答数 475人（受診率2.7%）